

## 慶弔規定

定款 53 条の規定に基づき、栃木県環境カウンセラー協会の慶弔に関する規定を定める。

(目的)

第 1 条：特定非営利活動法人 栃木県環境カウンセラー協会（以下、当協会と称す）は、会員相互の慶弔に関する規定を定める。

(適用)

第 2 条：当協会の会員における各々の慶弔事項に対し、以下の表のとおり対処するものとする。

表：慶弔事項

慶 祝	会員結婚の場合	結婚祝金等は 1 万円とする
	叙勲、褒章の場合	お祝いとして 1 万円とする
弔 事	会員死亡の場合	花輪または生花、香料 1 万円を供し弔意を表す
	同居親族死亡の場合	弔電を送り弔意を表す
会員病気の場合	1 ヶ月を超えて入院加療の場合	見舞金 5 千円とする

(取扱い)

第 3 条：本件に関する事務取扱いは、専務理事がこれを所掌する。

(附則)

1. 平成 22 年 12 月 11 日から施行する。